

令和8年1月26日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和8年1月26日（月） 9時25分から9時45分まで
- 2 会議場所 長崎市役所5階 第2委員会室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第35号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
 - 第36号議案 選挙人名簿の登録について
 - 第37号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について
 - 第38号議案 選挙人名簿抄本の送付について
 - 第39号議案 投票所を設ける場所について
 - 第40号議案 期日前投票所を設ける場所及び期間並びに開閉時刻について
 - 第41号議案 不在者投票用紙等の交付場所等について
 - 第42号議案 指定投票区及び指定関係投票区について
 - 第43号議案 指定在外選挙投票区について
 - 第44号議案 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について
 - 第45号議案 開票の場所及び日時について
 - 第46号議案 長崎県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の一部変更について
 - 第47号議案 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の一部変更について
 - 第48号議案 長崎県議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の一部変更について
 - 第49号議案 衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙における職員の兼務の一部変更について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委員 長	【9:00開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事務局	【第35号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、92人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 39人 女 53人 計 92人）
委員 長 委員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第35号議案可決)

事務局	<p>【第36号議案】選挙人名簿の登録について</p> <p>公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙人名簿への登録資格を有する者については、同法第22条第3項の規定により、令和8年1月26日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する31人について、同日に選挙人名簿に登録する。</p>												
委員長	<p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>(第36号議案可決)</p>												
事務局	<p>【第37号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について</p> <p>令和8年1月26日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。</p>												
委員長	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>選挙権を有する者の総数</td> <td>330,741</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>選挙権を有する者の総数の50分の1の数</td> <td>6,615</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>選挙権を有する者の総数の6分の1の数</td> <td>55,124</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>選挙権を有する者の総数の3分の1の数</td> <td>110,247</td> </tr> </table> <p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>(第37号議案可決)</p>	1	選挙権を有する者の総数	330,741	2	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	6,615	3	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	55,124	4	選挙権を有する者の総数の3分の1の数	110,247
1	選挙権を有する者の総数	330,741											
2	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	6,615											
3	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	55,124											
4	選挙権を有する者の総数の3分の1の数	110,247											
事務局	<p>【第38号議案】選挙人名簿抄本の送付について</p> <p>令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴い、各投票区に係る選挙人名簿の抄本を、それぞれの投票所が開く時刻までに投票管理者に送付する。</p>												
委員長	<p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>(第38号議案可決)</p>												
事務局	<p>【第39号議案】投票所を設ける場所について</p> <p>令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第39条及び第41条第1項の規定により、投票所を設ける場所を指定し、その旨を令和8年1月27日に告示する。</p>												
委員長	<p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>(第39号議案可決)</p>												
事務局	<p>【第40号議案】期日前投票所を設ける場所及び期間並びに開閉時刻について</p> <p>公職選挙法第48条の2第6項の規定により読み替える同法第39条及び第40条の規定に基づき、令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を設ける場所及び期間並びに開閉時刻の繰り下げ及び繰り上げを定め、その旨を令和8年1月27日に告示する。</p>												
委員長	<p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。</p>												

		(第40号議案可決)
事務局		<p>【第41号議案】不在者投票用紙等の交付場所等について 令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票に用いる投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書等の交付場所並びに不在者投票記載場所として長崎市役所2階多目的スペースを定め、その旨を令和8年1月27日に告示する。</p>
委員長	委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第41号議案可決)</p>
事務局		<p>【第42号議案】指定投票区及び指定関係投票区について 令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法施行令第26条の規定により、不在者投票における指定投票区を第1投票区としその他を指定関係投票区と定め、その旨を令和8年1月27日に告示する。</p>
委員長	委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第42号議案可決)</p>
事務局		<p>【第43号議案】指定在外選挙投票区について 公職選挙法第30条の3第2項の規定により、指定在外選挙投票区を指定し、同法施行令第23条の2第2項の規定により、その旨を令和8年1月27日に告示する。</p>
委員長	委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第43号議案可決)</p>
事務局		<p>【第44号議案】在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について 公職選挙法第49条の2第4項による読み替え後の同法第48条の2第1項の規定により、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を指定し、同法施行令第65条の13の規定により、その旨を令和8年1月27日に告示する。</p>
委員長	委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第44号議案可決)</p>
事務局		<p>【第45号議案】開票の場所及び日時について 令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第63条及び第64条の規定により、場所は、長崎市民会館3階市民体育館、日時は令和8年2月8日午後10時30分からと定め、その旨を令和8年1月27日に告示する。</p>
事務局	委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。</p>

事務局	<p>(第45号議案可決)</p> <p>【第46号議案】長崎県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の一部変更について 令和8年2月8日執行予定の長崎県知事選挙における各期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者について、一部変更をする必要が生じたため、別添のとおり変更し、その者の住所及び氏名を令和8年1月27日告示する。</p>
委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第46号議案可決)</p>
事務局	<p>【第47号議案】衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の一部変更について 令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者について、一部変更をする必要が生じたため、別添のとおり変更し、その者の住所及び氏名を令和8年1月27日告示する。</p>
委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第47号議案可決)</p>
事務局	<p>【第48号議案】長崎県議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の一部変更について 令和8年2月8日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙における各期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者について、一部変更をする必要が生じたため、別添のとおり変更し、その者の住所及び氏名を令和8年1月27日告示する。</p>
委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第48号議案可決)</p>
事務局	<p>【第49号議案】衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙における職員の兼務の一部変更について 令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙における職員の兼務の一部変更について、別紙のとおり兼務及び解任の発令を行う。</p>
委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第49号議案可決)</p>
委員長	<p>これをもって、選挙管理委員会を閉会する。</p>